主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴人は、「原判決を取り消す。本件を横浜地方裁判所に差し戻す。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上及び法律上の主張並びに証拠の関係は、原判決事実摘示のと おりであるから、これを引用する。

理 由

請求原因1及び2の事実は、当事者間に争いがない。

本件宅地付近の写真であることについて争いのない乙第一号証及び弁論の全趣旨によれば、本件宅地は既に造成を完了していることが認められ、また、日本信販から本件宅地を買い受けた控訴人の夫浩が昭和四三年一一月ころ地上に本件家屋を建築し、そのころから控訴人が浩と共に本件家屋に居住しているという被控訴人主張事実は、控訴人の明らかに争わないところであるから、これを自白したものとみなすべきである。

そこで、本件許可の無効確認を求める訴えの適否について判断する。

このような法の規定から宅地造成工事についての都道府県知事の許可の性質を考えてみると、右の許可は、申請に係る工事計画が宅地造成工事の技術的基準等に関する法第九条第一項の規定に適合するものであることを公権的に判断するものであり、それにより申請に係る宅地造成工事が施行できるという効果が生ずるのであつて、災害防止のための措置が講ぜられた宅地造成工事を確保することを目的としたものと解される。

〈要旨〉したがつて、判決により宅地造成工事の許可が取り消され、又はその無効が確認されれば、当該宅地造成工〈/要旨〉事を適法に施行することができなくなるのであるから、当該宅地造成工事の施行について浅律上の利害を有する者は、右許可の取消し又は無効確認を訴求できると考えられるが、宅地造成工事が既に完了している場合には、阻止すべき工事はないのであるから、訴えの利益は存在しないというべきである。

このように、宅地造成工事規制区域内の造成に係る宅地については、造成後においても、法第九条第一項の政令で定める技術的基準に適合するようにすることが望ましいとの観点から、当該宅地所有者等又は当該宅地の造成主等に対して一定の義務を負わせているものと解されるのであるが、これらは、造成宅地の現状に基づいて都道府県知事が判断するのであるから、当面する危険を防止するための方策であるといえる。したがつて、当該宅地につき、過去において法第八条第一項の許可がされた事実の有無とはかかわりのないことであり、過去に法第八条第一項の許可がされた造成宅地について、宅地所有者等又は造成主等に対して都道府県知事が一定の行為を命ずる場合、その許可が取り消され、又はその無効が確認される必要性のないことは明らかである。

本件宅地の造成工事が完了していることは前認定のとおりであるから、控訴人の本訴請求は、いずれの点からみても訴えの利益を欠き、不適法である。

よつて、本件訴えを却下した原判決は相当であるから、行政事件訴訟法第七条、 民事訴訟法第三八四条、第九五条、第八九条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 賀集唱 裁判官 梅田晴亮 裁判官 上野精)